



平成27年(行ウ)第4号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原 告 岩下和雄ほか108名

被 告 国

証人尋問に関する意見書

平成29年8月28日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人

- | | |
|-------|--|
| 石井崇史 | |
| 堀田佳輝 | |
| 森川崇弘 | |
| 陳之内佳子 | |
| 後藤英司 | |
| 小野勝 | |
| 窄口義博 | |
| 岩永知洋 | |
| 松嶋麻紀 | |

井 浦 義 典



渡 邊 雅 彦



紙 谷 晴 子



森 本 伸 一



田 中 智 也



被告は、本書面において、原告ら第8準備書面及び同第9準備書面における証人尋問の必要性に関する主張に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語については、従前の例による。

第1 総論

原告ら第8準備書面第5の2(1)ないし(5)(60ないし62ページ)及び同第9準備書面第7の2(27及び28ページ)において、申請を予定する証人として挙げられている者については、いずれも、尋問の必要性がない。

第2 原告ら第8準備書面記載の証人について

1 平成24年水需要予測の作成責任者について

(1) 原告らは、「平成24年予測が、どのような根拠に基づき作成されたのか、平成19年予測と違う手法が採用されたものについては、どういう事実の違いをもとにそうしたのか、などを問い合わせます。」として、平成24年水需要予測の作成責任者の尋問が必要であると主張する(原告ら第8準備書面第5の2(1)・60ページ)。

(2) しかし、本件訴訟においては、本事業認定の適法性は、同事業認定に関する認定庁の判断について、裁量権の逸脱又は濫用があったか否かの問題であるから、認定庁の判断の合理性も、裁量的判断を前提としたものであることに留意されるべきである。しかるに、平成24年水需要予測の合理性に関する認定庁の判断内容は、答弁書第7の1(1)イ(ア)ないし(オ)(84ないし92ページ)並びに被告第1準備書面第2及び第3(5ないし32ページ)、同第3準備書面第2及び第3(15ないし28ページ)、同第5準備書面第2(11ないし28ページ)で述べたとおりであり、それに対する原告らの反論も尽くされているから、平成24年水需要予測の作成責任者の尋問を実施せずとも、上記の争点についての判断が可能である。

したがって、平成24年水需要予測の作成責任者の尋問は、必要性がない。

2 平成19年水需要予測の作成責任者について

(1) 原告らは、「平成24年予測のでたらめさ（括弧内省略）を明らかにするには、過去の水需要予測の作成過程を明らかにすることが必要である。」として、平成19年水需要予測の作成責任者の尋問が不可欠であると主張する（原告ら第8準備書面第5の2(2)・60ページ）。

(2) しかし、被告第1準備書面第4の1(2)（32及び33ページ）及び同第3準備書面第2の2(1)（16ページ）で述べたとおり、事業認定に当たっては、認定庁は、当該事業認定の基礎となる資料の内容が適正であるか、水需要予測についていえば、当該事業認定当時の最新のものの内容が適正であるかを審査すれば足り、過去の水需要予測の内容との比較が必須となるわけではないのであるから、本件事業認定の適法性を判断するに当たって、過去の水需要予測の内容並びに手法の変化の有無及び変化の理由を明らかにする必要はない。本件事業認定に当たっては、事業認定告示時点（平成25年9月6日）における最新の知見である平成24年水需要予測における予測の妥当性の審査をすれば足り、それより前の時点における水需要予測の内容を勘案する必要性はない。

したがって、平成19年水需要予測については、本件の争点とは関連性がないから、その作成責任者の尋問は、必要性がない。

3 本件事業において佐世保市の保有水源から本件慣行水利権及び小佐々地区の保有水源を除外する意思決定をした機関の担当者又は当時の佐世保市水道局長について

(1) 原告らは、「本件事業において、本件慣行水利権を、でたらめな理由で排除していること、あるいは小佐々町（ママ）の現水源を排除していることについて、それがまったく不合理であることを、責任者に問い合わせすことによ

よって明らかにする必要がある。」として、本件事業において佐世保市の保有水源から本件慣行水利権及び小佐々地区の保有水源を除外する意思決定をした機関の担当者又は当時の佐世保市水道局長の尋問が必要であると主張する（原告ら第8準備書面第5の2(3)・61ページ）。

(2) しかし、本件事業において、取水量的に安定していない本件慣行水利権を佐世保市の保有水源に含めることができないこと、及びこの点に関する佐世保市の判断は、河川法、水道法等の関係法令及び設計指針に基づくものであって、妥当なものであることは、答弁書第6の5(2)ア(ウ)b(c)（70ページ）及び被告第3準備書面第1の2（5ないし13ページ）で述べたとおりである。そして、上記の判断が、上記のような客観的基準に基づくものである以上、当該判断をした者の尋問を実施せずとも、その妥当性は明らかである。

また、原告らの上記主張は、平成24年水需要予測において小佐々地区の保有水源を考慮することが可能であったことを当然の前提としているが、かかる主張が失当であることは、被告第1準備書面第3の6(2)イ（31及び32ページ）で述べたとおりである。

したがって、上記機関の担当者及び佐世保市水道局長の尋問は、必要性がない。

4 佐世保市長朝長則男及びSSK代表取締役湯下善文について

(1) 原告らは、「平成24年予測の中で、SSKの水需要予測について、（中略）特に悪質なでたらめさがある。その点を明らかにするため、佐世保市とどのようなやり取りをしたのか、SSKは平成24年予測作成時、自社の水需要についてどのような認識をしていたのか、またこれまで、どのように水道水を利用してきたのか等を、SSK責任者に問い合わせる必要がある。」として、甲B第20号証の照会文書の発出者及び名宛人である、佐世保市長（朝長則男）及びSSK代表取締役（湯下善文）の尋問が必要で

あると主張する（原告ら第8準備書面第5の2(4)・61ページ）。

(2) しかし、平成24年水需要予測におけるSSKの水需要予測について、佐世保市の裁量の逸脱又は濫用があったとは認められないことは、被告第1準備書面第3の3(1)（19ないし24ページ）、同第3準備書面第3の4（23及び24ページ）及び同第5準備書面第2の6(1)ないし(3)（20ないし24ページ）で述べたとおりである。また、原告らが「SSK責任者に問い合わせが必要がある」とする上記の各事項については、甲B第20号証及び乙A第15号証2-4-2参考資料（84ないし92ページ）で既に明らかとなっており、これを明らかにするために証人尋問を実施する必要はない。

したがって、佐世保市長及びSSK代表取締役の尋問は、必要性がない。

5 滝沢教授及び小泉教授について

(1) 原告らは、「両教授の意見書は、虚偽であるか、そうでなくとも、一般論にすぎず、平成24年予測については適用されるべきものではないと考えている。そのことを明らかにするため、両教授（引用者注：滝沢教授及び小泉教授）に証人尋問を行う必要がある。」と主張する（原告ら第8準備書面第5の2(5)・62ページ）。

(2) しかし、被告第1準備書面第3の1(3)（11ページ）、同第3準備書面第3の1(2)（20ページ）及び同第5準備書面第2の3(2)（14及び15ページ）で述べたとおり、両教授の意見（乙A第17号証及び同第18号証）は、その専門的知見に基づき、関係資料（乙B第27号証）の内容を踏まえた上で、佐世保市の判断過程を検証した結果を述べたものであつて、信用できることが明らかであつて、上記の意見を虚偽又は単なる一般論にすぎないなどとする原告らの主張は、独自の見解に基づくものであり、失当である。

なお、両教授が、平成24年水需要予測において、過去の水需要予測と

は異なる手法を用いた理由及びその合理性に関して意見を述べていないことをもって、両教授の意見を論難する原告らの主張が失当であることは、被告第3準備書面第3の1（19及び20ページ）で述べたとおりである。したがって、両教授の尋問は、必要性がない。

第3 原告ら第9準備書面記載の証人について

1 川棚川水系河川整備基本方針策定責任者について

(1) 原告らは、「平成17年に策定された基本方針が、どのような根拠に基づき作成されたのか、あえて古い河道を基礎として方針を策定した理由、基本高水流量策定における異常値検定、長崎県が言う基本高水流量1,400mm／日（引用者注：「日」は「秒」の誤記と思料する。）が実際に生起する確率などを問い合わせます。」として、川棚川水系河川整備基本方針の策定責任者である長崎県職員の尋問が必要であると主張する（原告ら第9準備書面第7の2(1)・27ページ）。

(2) ア しかし、基本方針の策定において必要となる基本高水及びその策定に必要な計画規模、計画高水流量並びに計画高水位等については、原告と被告の間で主張及び反論をした上、それぞれが立証をしている。

(ア) すなわち、被告は、基本高水の策定について、計画規模の決定及び対象降雨の選定等を含めて答弁書第6の5(2)ア(ア)b(c)（52ないし58ページ）等で詳細に述べるとともに立証し、また、計画高水流量については、答弁書第6の5(2)ア(ア)(d)（58及び59ページ）で、計画高水位についても被告第2準備書面第4の2(2)及び(4)（28ないし33ページ）で、それぞれ主張立証している。

(イ) そして、それに対する原告らの主張や反論のうち、原告らが尋問対象者に問い合わせする必要があるとする事項、すなわち、昭和50年頃の河道状況を河川計画において考慮した点については、被告第2準備書

面第2の5(2)(16及び17ページ)で、基本高水流量1400立方メートル／秒が実際に生起する確率（基本高水流量として設定された流量が生じる確率が500年以上に一度であるとの主張）に関しては、同第4準備書面第3の2(2)(14及び15ページ)で、それぞれ必要な反論及び立証を行ってきたところである。

なお、原告らのいう「基本高水流量策定における異常値検定」というのが何を指すのかは、必ずしも判然としないが、1400立方メートル／秒という基本高水流量の数値について、実績値（1116立方メートル／秒）と比較すると乖離が著しいとの主張であるとすれば、既に被告第4準備書面第3の3（17ページ）で必要な反論及び立証はしている。

イ そして、被告第2準備書面第1（5ないし7ページ）で述べたとおり、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に当たっては、河川管理者である長崎県知事の広範な裁量が認められるところ、上記アのとおり双方の主張立証が行われていることからすれば、基本方針策定責任者の尋問を行わなくとも、基本方針の策定に当たり裁量の逸脱又は濫用があったといえるか否かの判断に不足はないというべきである。

ウ したがって、原告らが証人申請を予定しているとする基本方針策定責任者を尋問する必要はない。

2 川棚川河川整備計画策定及び改正責任者について

(1) 原告らは、「本件事業計画は、その基礎を整備計画におくものである。そして、この整備計画において、あえて検討すべき諸事情（引用者注：原告第9準備書面第6記載のもの）について検討を怠り、もしくは回避をした事実及びその理由について問い合わせます。」として、「この整備計画策定時及び改正時の担当者もしくは責任者の尋問は不可欠である。」と主張する（原告ら第9準備書面第7の2(2)・28ページ）。

(2)ア しかし、整備計画、特にその策定に当たって必要な計画規模及び基本高水流量等については、原告らと被告の間で主張及び反論をした上、それぞれ立証をしている。

(ア) すなわち、被告は、計画規模の策定に当たり考慮すべき要素の内容、策定の根拠となった長崎県評価指標、計画規模の策定のために考慮すべき河道状況については、既に答弁書第6の5(2)ア(ア)b(c)並(53ないし55ページ)、被告第2準備書面第2の2ないし5(7ないし17ページ)及び同第4準備書面第2の3(9ないし11ページ)で述べるとともに書証で立証し、それらに基づく計画規模が適正であることも、同第4準備書面第2の1及び2(4ないし9ページ)で述べ、必要な立証は尽くしている。また、基本高水流量の設定の経緯・根拠についても、既に被告第2準備書面第3の2(19ないし25ページ)で述べ、書証で立証したところである。

(イ) そして、これに対して、原告らも、原告ら第9準備書面第6で挙げる諸事情に関する主張立証をしているところ、被告は、原告らの各事情に関する主張についても、既に必要な反論及び立証をしており、その中には、原告らが尋問対象者に対して問い合わせとする事項も含まれている。

すなわち、前記1(2)ア(イ)(7ページ)で述べた点に加え、1時間当たりの降雨強度を検討する必要があるとの主張については、被告第2準備書面第3の3(25及び26ページ)並びに同第4準備書面第3の2(1)及び(3)(13ないし17ページ)で、計画河道で1320立方メートル/秒を流下できるとの主張については、同第2準備書面第4の2(27ないし33ページ)で、過去の洪水被害の原因分析については、同第2準備書面第4の3(33及び34ページ)で、治水代替案の検討については、同第2準備書面第4の4(34ないし43

ページ) で、基準点より上流地点で越水が発生するために流量が低下し、基準点で1400立方メートル／秒の流量が発生することはあり得ないとの主張については、同第6準備書面第4の1及び2(15ないし18ページ)で、それぞれ必要な反論は行うとともに、必要な立証は尽くしている。

イ そして、前記1(2)イ(8ページ)のとおり、整備計画の策定に当たつては、河川管理者である長崎県知事の広範な裁量が認められるところ、上記アのとおり双方の主張立証が行われていることからすれば、整備計画策定及び改正の責任者の尋問を行わなくとも、整備計画の策定及び改正に当たり裁量の逸脱又は濫用があったといえるか否かの判断には不足はないというべきである。

ウ したがって、原告らが証人申請を予定しているとする整備計画策定及び改正の責任者を尋問する必要はない。

3 認定庁責任者について

(1) 原告らは、「事業認定申請が出された時点で事業認定庁は意見と公聴会開催の希望を取っている。そこで出された意見の中に認定庁の意向と異なる意見があったにもかかわらず、土地収用法22条に基づいて専門的学識又は経験を有する者の意見を求めなかつたのは何故かを究明する。」として、認定庁における本件事業認定の責任者の尋問が必要である旨主張する(原告ら第9準備書面第7の2(3)・28ページ)。

(2) しかし、答弁書第4の3(2)(33ないし35ページ)及び同第5の2(40ないし44ページ)で述べたとおり、認定庁としては、本件事業認定に当たり、土地収用法が定める事業認定に必要な手続を全て履践している。

そして、土地収用法22条に基づき、学識経験者から意見を聴取する必要があるか否かの判断は、認定庁の自由な裁量に委ねられているところ、同法25条の2に基づき、社会资本整備審議会に意見を求め、同審議会の

意見をも踏まえて判断しており、治水事業に関して学識経験者から意見聴取をしなかったことが裁量権の濫用又は逸脱に当たると認める事情はない。

したがって、本件事業認定手続の適法性を判断するに際して、事業認定庁責任者を尋問する必要性は認められない。

第4 結語

よって、原告らが、第8準備書面及び第9準備書面で挙げる証人予定者については、いずれも尋問の必要性は認められない。